

議 第 16 号

平成31年 3月28日提出

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和41年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 教育次長又は副課長の職には、当該教育次長又は副課長が特に担当することとされた事項を付すことができる。

第3条中「主事 給食技師」を「主事 給食栄養士 給食技師」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(提出理由)

職の新設等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和41年教育委員会規則第6号)

改正後(案)	現行
(事務局職員の職)	(事務局職員の職)
第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。	第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。
教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 技術主幹 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任 主任主事 主任技師 副主任 主事 技師	教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 技術主幹 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任 主任主事 主任技師 副主任 主事 技師
<u>2 教育次長又は副課長の職には、当該教育次長又は副課長が特に担当することとされた事項を付すことができる。</u>	<b>【新規】</b>
(学校職員の職)	(学校職員の職)
第3条 熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員の職は、次のとおりとする。	第3条 熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員の職は、次のとおりとする。
校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 事務主幹 事務主任 主任 事務職員 事務職員 技術主幹 技術主任 主任技師 技師 事務 長 主幹 主査 参事 主任 主任主事 副主任 <u>主事 給食栄養                      士 給食技師</u> 学校主事	校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 事務主幹 事務主任 主任 事務職員 事務職員 技術主幹 技術主任 主任技師 技師 事務 長 主幹 主査 参事 主任 主任主事 副主任 <u>主事 給食技師</u> 学校主事

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。